



逃税する者たち : ボグド・ハーン政権期モンゴル国 における関税問題

橘, 誠

(Citation)

国際文化学研究 : 神戸大学大学院国際文化学研究科紀要, 63:105*-135*

(Issue Date)

2025-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100494069>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100494069>



逃税する者たち¹

ボグド・ハーン政権期モンゴル国における関税問題

橋 誠

はじめに

清朝支配下にあったモンゴルは、辛亥革命勃発後の 1911 年 12 月 1 日に独立を宣言し、チベット仏教の高僧である第 8 世ジェブツンダムバ・ホトクトをハーンに推戴する新たな政権、ボグド・ハーン政権を樹立した。ボグド・ハーン政権は現在のモンゴル国のもとになるハルハ 4 部、すなわちセツェン・ハン部、トゥシェート・ハン部、サインノヨン・ハン部、ザサグト・ハン部と西部のドウルブド部とホブド地域を実効支配した。また、シリーンゴル盟やオランチャブ盟をはじめ、内モンゴルの数多くの盟旗がボグド・ハーン政権への合流を希望した。

独立宣言後のモンゴル国において、中央政府の歳入に占める関税収入の割合は、ロシアからの借款を除いた独自財源の 70% から 80% に及んでいたとされる²。国内産業が発展していなかった当時のモンゴル国において、関税は保護関税ではなく財政関税であったため、関税の確保は、清朝版図下にあった全モンゴルを統一した独立国家を樹立するための種々の政策を遂行する上でも死活問題となっていた。

一方、関税を課される側の商人は利益を追求する者たちであり、いつの時代も関税は積極的に納めるものではなく、納めるならばより少なく、可能ならば納めたくないものであった。そのため、商人は様々な手段を講じて逃税³を試みていた。こうして、関税収入を確保したいモンゴル国のボグド・ハーン政権と関税徴収から逃れたい商人の間で軋ごっこが繰り返されることになるのである。

商人はモンゴル国において制定された関税規則に違反して、あるいは規則の抜け穴をかいくぐって関税から逃れ、そのような逃税を防ぐためにボグド・ハーン

ン政権も対処法を編み出していくことになる。モンゴル国における関税については、ポンツァグダシやイドウシンノロブらの研究により、基本的な関税規則の内容や個別具体的な関税徴収の事例については考察されている（Пунцагдаш 2006; Идшинноров & Шаравсамбуу 1996）。また、モンゴルに権益を有していた隣国ロシアが、いかなる関税政策を採用していたのかについても明らかにされている（橘 2020）。しかしながら、関税を徴収できていなかった側面については、無関税特権を有するロシア人による名義貸しなどについての簡単な言及（Майский 1921: 208）はあるものの、具体的な事例に基づく実証研究はほとんど行われていない。そこで、本稿では、モンゴル国立中央公文書館の史料を利用し、逃税する者たちによる具体的な案件を考察し、モンゴル国における関税逃れの実態とこれに対処するためにボグド・ハーン政権によって実行されていた関税確保のための方策を明らかにすることを試みる。

なお、本稿における引用史料中の（ ）は筆者による注記、〔 〕は筆者による補足、「」は筆者が便宜的に付したものである。



地図．ボグド・ハーン政権期のモンゴル（橘 2011: vii をもとに一部を改変した）

1. 関税を納めるべき者たち

逃税するのは、当然にして納税義務者である。よって、まずは独立宣言後のモンゴル国内における納税義務者を確認しておく必要があるであろう。

モンゴル国と国境を接する国は今も昔も中国とロシアのみである。したがって、モンゴル国において活動する外国商人は、もちろんヨーロッパ商人の存在も少ないながら確認されてはいるが、基本的に中国商人与ロシア商人であったと言って過言ではない。しかしながら、ロシア商人は無関税特権を獲得していたため、主な課税対象となる外国商人は中国商人であったことになる。

ロシア商人が無関税となった起源は、1862年3月4日(同治元年2月16日)に、当時の清朝と帝政ロシアが締結した陸路通商章呈に遡る。同章呈第1条、第2条の規定により、露清国境100里(50ヴェルスタ)以内の無関税貿易と、清朝官憲所在のモンゴル各地(フレー⁴、オリヤスタイ、ホブド)におけるロシア商人の無関税貿易が認められた。これらの特権は、同章呈が1869年に改定され、さらに1881年のイリ条約締結に伴い再改定された際も維持されることになる。

1911年12月1日の独立宣言後、モンゴル国で最初の関税規則が1912年7月1日に発布され、すべて商人は輸入・輸出ともに従価5%(酒類は10%)の関税を納めることになり、ロシア商人も一時的に課税対象となった(Очир & Пүрэвэ 1982: 240-245)。しかしながら、1912年11月3日に締結された露蒙協定の付属議定書第2条における「大ロシア国臣民は、旧来通り、ロシア、モンゴル、中国およびその他の外国のあらゆる土地から産出、または製造したあらゆる製品の輸出入、そして商品を販売する権利を有し、関税およびその他の税を納めない。もしロシア、中国の二者が共同し、またはその他の商品をロシア人が代わりに偽って扱えば本条に規定した権利を与えない」(Очир & Пүрэвэ 1982: 176)との規定により、モンゴル独立運動の後ろ盾となっていた帝政ロシアの臣民は、再びモンゴル国における無関税特権を獲得した。これにより、ロシア商人は課税対象ではなくなるが、ここで注意すべきは、この規定はロシア製品ではなくロシア人が扱う商品は常に無関税である点、そして商品の搬入経路や販売相手の属性による課税の有無については特に明記されていない点である。このうち、後述するように、搬入経路については露蒙国境から持ち込まれ

たロシア人の扱う商品のみが無関税であること、すなわち蒙中国境から持ち込まれた商品は全て課税対象であることが明確化されることになるが、その他の点から発生した問題については3節において具体的事例によって検討することとする。

一方、モンゴル国内のモンゴル人の交易は長らく無税とされていたが、1913年6月28日のモンゴル国の元首ボグド・ハーンの勅令により国内関税が課せられるようになった。この国内関税規則では、第2条において、

去勢されたラクダから1両4銭⁵、5歳以上の雌ラクダからは1両、4歳の雄ラクダから1両、雌ラクダから8銭、3歳の雄ラクダから8銭、雌ラクダから7銭、2歳の雄ラクダから6銭、雌ラクダから5銭、5歳以上の馬・牛からは7銭、4歳の雄・雌の馬・牛から5銭、3歳の雄・雌の馬・牛から3銭、2歳の馬・牛から1銭5分、雄ヒツジから1銭、雌ヒツジ、3歳以上の去勢ヤギ、2歳の雄・雌ヒツジからは7分、雌ヤギ、2歳の雄ヤギから3銭の税を徴収し、1歳の家畜には課税せず、荷車ごとに2銭を徴税する。

と規定されているように、家畜の種類や年齢によって定額の税を課すというものであった。ただし、第8条においては、「皮革、あらゆる獣毛、フェルト、シャルトス⁶などの品目から税を徴収する際は、時価で1両であれば規則通り5分の税を売却した値段を計算して売買した双方から分けて徴収する」とあり、これは従価5%の税にあたるため、関税収入として外国商人から徴収する税率と変わるところはなかった。また、売却する家畜を偽って市内に持ち込み、税を納めずに市場などで売却すれば、罰金として税を2倍にして徴収することになっていた（Монгол улсын гаалийн ерөнхий газар 2012: 36-37; Пунцагдаш 2006: 144-145）⁷。

このような国内関税がモンゴル人に課されるようになった背景には、課税対象となっていた中国商人の逃税問題があった。一例を挙げれば、1912年7月15日（共戴⁸2年6月1日）付のニースレル・フレーの西税務局の報告には、

交易を行う民人⁹の中にはモンゴル人と結託して徴税という重要事から逃れ〔ている者がいるので〕、偽った名の挙がっている民人をわが局の兵が捕らえ連行し、彼らの交易品から規則通りに本来納めるべき税を 10 倍にして罰金を支払わせた〔……〕。(Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив, 以下 МУҮТА. ФА8-Д1-ХН371-7)

とあり、無税で交易していたモンゴル人と共謀し、その名義を利用して逃税を図っていた中国商人がいたことが窺われる。このように、新政権樹立後、外国商人から関税を徴取するようになったことにより、彼らとの共謀を防ぐためにもモンゴル人の交易に国内関税を課すことが必要となったのである。

この他、同じチベット仏教を信仰するチベット人も関税を免除されていたことが知られている。1913 年 1 月 11 日に締結された蒙蔵条約は、清朝・中国からの離脱を志向するモンゴルとチベットが互いの「独立」を承認し合ったことに主に関心が集まってきたが、その第 6 条においては、「モンゴル・チベット両国はそれぞれの地域から産出した商品、家畜、皮革などの交易と加工、および金融流通はこれまで通り行う」(Батсайхан 2008: 334-335) と規定している。ただし、条約草案の段階では、「往来する交易品から関税を互いに徴集せず、また交易を発展させるよう努める」(Nikolay 2013: 38-40) と無関税交易を明記することが協議されていたようであるが、最終的に条文には組み込まれなかったのである。それでも、蒙蔵条約締結後のモンゴル国の文書には、「ロシア人、チベット人など無関税の人々」との記述が見られ、また 1919 年にもモンゴル政府内でチベット人への課税が議論されていることから、彼らが無関税であったことは疑いない¹⁰。

このように、当時のモンゴル国において関税を納めていたのは、主に中国商人と露蒙国境以外の国境を越えて商品を搬入したロシア商人、そしてモンゴル国内において交易を行うモンゴル人であり、後述するように、関税を徴収した地方の役所は既定の割合で中央政府にこれを送り届けることになっていた。ところが、実態としては様々な手段を講じて中国人、ロシア人、そしてモンゴル人も関税から逃れることを試み、また地方の役所も中央政府への関税の送金を

拒もうとしていたのである。

2. 逃税に対する罰則と報奨

上述のモンゴル人の交易から国内関税を徴収する原因となったモンゴル人と共謀して逃税を図った違反者に対して、本来課されるべき税の10倍の罰金が科されているのは、1912年7月1日公布の関税規則第11条に、「すべて商民は税の支払いに違反すれば、本来徴収すべき税の上に10倍を上乗せして罰金を科し、また商売を禁止し、即刻故郷に追放し、見せしめにしなければならない」とあるためである。また、同規則の第12条には、「商民が逃税しようと〔商品を〕隠匿する、また税を支払うべき商品を持って密かに出入りする者がいて、検挙の上で間違いなければ、本来徴収すべき税の上に10倍を上乗せして罰金を科さなければならない」という規定もあった（Очир & Пүрэвэ 1982: 240-245）。

ボグド・ハーン政権の税務省には、このような違反者に罰金を科した事例が数多く報告されている。1915年4月23日（共戴5年3月9日）付のニースレル・フレーの西税務局官吏ロトデルゲル、ツェレンボンツァグらの報告には、

税務省に奉呈する。報告するのは、本年2月、逃税を試み、税を納めるべき物品を隠匿した民人を取り調べ、規則通りに過料に処した〔……〕。報告に際し、徴収した金額、民人の名前、日付などを文末に記した〔……〕。

として、

〔共戴5年2月〕2日（1915年3月17日）に、民人ジャン・シンダーが馬の肩甲骨2斤と馬の尻尾2本を税を納めずに売却したため、罰金に処した60 ムング¹¹から、発見した兵士アラチに18 ムングを報奨した。〔罰金の〕残りは42 ムング。

〔共戴5年2月〕23日（1915年4月7日）に、イー・シンツェン商店がロシア製のツォーヤンボー（粗洋布）3本を購入して隠匿したものを罰金に処し、〔罰金である〕12 ツァース¹²74 ムングから発見したザルラガ¹³・ロブ

サンに3 ツァース 82.5 ムングを報奨し、〔罰金の〕残りは8 ツァース 92.5 ムング¹⁴。

以上、徴収したのは9 ツァース 34.5 ムングである。(МУУТА. ФА8-Д1-ХН696-6)

と記されている。共戴5年2月2日の事例は、本来6 ムングの税がかかる商品に対して10 倍の罰金である60 ムングが科され、罰金のうち3 割の18 ムングが発見者に報奨として与えられたことを示している。2月23日の事例も、1 ツァース 27.4 ムングの税がかかる商品に対して同様に10 倍の罰金である12 ツァース 74 ムングが科され、そこから3 割の3 ツァース 82.5 ムングが発見者に与えられている。

このような逃税を発見した者への報奨は、1912年7月1日の関税規則では、その第14条において、「誰であっても商民の税不払いの罪を証言して役所に報告し、調査の結果間違いなければ、上乘せして罰金を科した10 倍の〔税〕のうち5 倍分を証言した人物に報奨すべきである」(Очир & Пүрэвэ 1982: 240-245)と、本来は罰金の5 割が与えられるはずであった。しかしながら、1914年1月22日に同規則が改定された際、その第15条により、「誰であっても商民の税不払いの罪を証言して役所に報告し、調査の結果間違いなければ、上乘せして罰金を科した10 倍の〔税〕のうち3 倍分を証言した人物に報奨すべきである」(МУУТА. ФА8-Д1-ХН82-209-217)と、報奨は罰金の3 割に減額されていたのである。報奨金が罰金の5 割分から3 割分に減額された理由については特に明示されてはいないが、厳しい財政下にあったボグド・ハーン政権にとって、罰金も一つの財源と見なされていた可能性が指摘でき、それほどまでに違反者が多かったことも推測できるのである。

一方、1915年8月16日(共戴5年7月6日)付のキャフタ¹⁵の税務局官吏ビズィヤーの報告には、

キャフタにて商売を行うユン・ユイホという商店は、本年(共戴5年)6月20日(1915年7月31日)に150 ツィリコフ¹⁶の値段のチーデン(汽灯)を、

税から逃れようと隠れて購入したことが明らかになったため、規則通りに本来徴収する税の10倍の罰金に処し、徴収したツィリコフは75。また、民人ワン・ユイが、同じく6月20日に7台の荷車の薪を隠れて売却したものを罰金に処し、徴収したツィリコフは7。この2件を合わせた82ツィリコフ50ムングを〔……税務省に〕送り届けた。これら民人が隠匿したことを全て役所のザルラガが発見したため、罰金とした徴収したものから〔報奨金を〕与えなかった。(МУҮТА.ФА8-Д1-ХН654-7)

とある。1つ目の案件は150ツィリコフの商品であるため、本来の関税はその5パーセントの7.5ツィリコフであるが、罰金があるので75ツィリコフが徴収された。2つ目の案件は罰金が7ツィリコフであるため、本来の関税は70ムングであり、商品の値段は14ツィリコフとなるはずである。すなわち、荷車1台分の薪が2ツィリコフであったのであろう。ところが、これら2件の罰金の合計は82ツィリコフ50ムングとあり、50ムングが余分に多く税務省に送られているが、その理由は現時点では不明である。また、この報告からは、役人が発見した場合には報奨金は与えられなかったように読めるが、先ほどのニースレル・フレーの西税務局の事例では同じザルラガにも報奨金が与えられているため、ほぼ同時期の事例であるにもかかわらず、キャフタの税務局では異なる運用がなされていたことを示している。

このような逃税は中国商人だけではなく、モンゴル人によっても行われていた。1914年1月29日(共載3年閏12月3日)付のキャフタの税務局官吏セレーテル、プレブジャブの報告には、

税務省に奉呈する。報告するのは、現在、大臣サインノヨン・ハン部ダライ・チョインホル王旗のタイジ¹⁷・ナランゲレル、トイン¹⁸・ダワーラシらが逃税を図り、牛・馬の皮15、羊・山羊の皮647、シャル・トス2125などを隠れて売却した値段は計1269ツァース44ムングになった。そのうち、規則通り〔税を〕2倍にして徴収したものの半分の63ツァース47ムングを3分割し、その1つ分21ツァース15ムングをこの件を発見した使者ツェデン

ドーらに報奨した。残りの2つ分42 ツァース 32 ムングを包み、使者グルジャブに持たせ〔税務省に〕送った〔……〕。(МУУТА.ΦА8-Д1-ХН544-8)

と記されている。1913年6月28日に制定されたモンゴル人に対する国内関税規則の第8条では、家畜の皮革や毛、シャル・トスの税率は時価の5%であるため、本来63 ツァース 47 ムングを納めるべきところ、税逃れが発覚したために罰金として2倍の126 ツァース 94 ムングが徴収されたのである。報奨金は罰金の3割と規定されているため、本来約38 ツァースが発見者に与えられるはずであるが、ここでは罰金の6分の1の21 ツァース 15 ムングが与えられているに過ぎない。

そもそも、モンゴル人の国内関税については、1913年6月28日に制定された規則が、すでに1913年12月30日には改定されてボグド・ハーンにより裁可され、違反者に対する罰金は当初の税金の2倍から外国商人と同様の10倍に引き上げられていたことが確認できる(МУУТА. ΦА8-Д1-ХН82-183-192)。中央政府で制定・改定された規則が、地方でいつから、そしてどのように運用されたのかについては更なる考察が必要なようである。

一方、1915年4月12日(共戴5年2月28日)付のニースレル・フレーの西税務局官吏ロトデルゲル、ツェレンボンツァグの報告では、

税務省に奉呈する。報告するのは、この〔共戴5年〕2月、逃税を試み、家畜などを税を納めずに秘かに売却した件に関わるモンゴル人を取り調べ、規則通りに罰金に処した〔……〕告発した人物に報奨として与えた金額、徴収した罰金などの金額、名前を書簡の文末に記した〔……〕。

として、

〔共戴5年〕2月19日(1915年4月3日)にシャビのダルガでソドナムダルジャー・オトグのラマ・セレーテルがネズミの皮3枚を税を納めずに売却したため、罰金に処した60 ムングより、告発したザルラガ・バルダンに

18 ムングを報奨金として与えた。残りは 42 ムング。

〔2 月〕22 日にサインノヨン・ハン部のトゥシェート公ロブサンハイドブ旗のラマ・サムダンが乳牛一頭を税を納めずに売却したため、罰金に処した 10 ツァースより、告発した同部のダライ・チョインホル旗の俗人ザグドに 3 ツァースを報奨金として与えた。残りは 7 ツァース。

以上、徴収したのは 7 ツァース 42 ムングである。(МУУТА. ФА8-Д1-ХН696-1)

とあり、規則改定からすでに 1 年以上経っていることから、規則通りに罰金として徴収した 10 倍の税の 3 割が発見者に与えられている。本来ネズミの皮 3 枚で 6 ムングの税であるところ、10 倍の 60 ムングが科されたのであれば、皮革や獣毛の税は 5% であるためネズミの皮 3 枚の値段は 120 ムングとなり、当時のネズミの皮は 1 枚 40 ムングであったことになる。また、2 つ目の案件でも、10 倍の罰金が徴収されていたとすれば、乳牛 1 頭にかかる税は本来 1 ツァース¹⁹であったことになる。

このように、中国商人、モンゴル人による逃税の事例は他にも多数報告されており、枚挙に暇がない。次節では、より具体的な案件を考察し、20 世紀初頭のモンゴル国における逃税の実態を明らかにしたい。

3. 様々な逃税

3.1. 中国商人の逃税

先行研究においては、清代の外モンゴルに駐在していた庫倫辦事大臣の布告を引用して、「中国商人は関税から逃れるか、納付するにしても可能な限り少なく収め、自らが購入した家畜や原料をモンゴル人の名義で運ばせる事案が発生していた」と、清代における中国商人による逃税を紹介はしているが、それより踏み込んだ分析はなされていない (Идшинноров & Шаравсамбуу: 30)。また、本稿でも、前節においてキャフタでの逃税事例を確認しているが、ここではさらなる事例をいくつか検討してみたい。

はじめに検討するのは、明らかに違法な脱税である。1914 年 3 月 8 日（共戴

4 年 1 月 11 日) 付の税務省からニースレル・フレーの西税務局宛の書簡には、まず西税務局から税務省への報告として、

サインノヨン・ハン部エルフ公ウルジンジャブ旗で商売を行ったニースレル・フレーの民人ボヤント²⁰ ことリュウ・シーの商店が、同旗より購入して持ち帰った皮革、全 24 袋を本局で開封し検査すると、ヤギの皮 1663 枚、ヒツジの皮 146 枚、子ヒツジの皮 27 枚、ウマの尻尾 5 本、鹿の角 2 本であり、これらを定められた時価で計算すると 925.37 両になる〔はずである〕が、エルフ公ウルジンジャブ旗は決められた時価を全く反映させずに 375.19 両分の関税を少なく徴収し、この民人に証明書を交付した〔……〕このような関税の事業を不可解に後退させる弊害を取り除いていただきたい。

という文章が引用されている。これに対して税務省は、

エルフ公ウルジンジャブ旗は民人ボヤントことリュウ・シーが購入した皮革を持ち出すに際し、関税を定められた時価で計算の上で徴収して証明書を交付すべきところ、民人に肩入れし、300 両以上の関税を少なく徴収したのは全く適切ではないので、定められた関税をこの民人ボヤントから徴収し、本件を処理した者を取り調べて処分しなければならない。(МУУТА. ФА8-Д1-ХН155-5а-7а)

との判断を示した。エルフ公ウルジンジャブ旗の役人が理由もなく関税を少なく徴収することは考えられず、「肩入れし」たとあることから中国商人から何らかの見返りを受け取って便宜を図ったものと推測される。だからこそ税務省も、「本件を処理した者を取り調べて処分しなければならない」としているのである。

1917 年に市場調査の目的でモンゴル国を訪れた三井物産の大島清も、「税率評価が税関吏の所存に依りて左右せらるるを以て税関吏の収盛賄んにして支那商は税関吏の買収のみに腐心し居れり」(田中 1969: 25) と書き残しており、税

関の役人を買収する行為は常態化していたものと思われる。

上述の例は明らかな違法行為であるが、以下により巧妙な、規則の抜け穴をつこうとするような逃税の事例を見てみたい。1913年7月9日（共戴3年6月6日）付の税務省発外務省宛書簡の草案においては、買売城の税務局からの報告が引用され、

ローガルこと民人スン・シーが馬や牛の荷車で900台分ほどの木板を運んでいるので、「税を徴収する」と言うと、〔スン・シーは〕「われわれは税を納めない」と述べるので、税を納めない理由を問うと、「ロシア人タタールの木板を荷車一台ごとに2ツアース50ムングの賃金で運んでいる」という。われら官吏がこの木材をロシア人が自ら〔伐採を〕行ったのかと問うと、「民人が伐採してまとめたものである」と答えた。この件をロシア人タタールからも尋ねると、「人夫を使って伐採して運搬させ、僧侶のところに家を建てるのだ。われらロシア人からは税を徴収したことはない」と激昂して声を荒げた。同時に民人スン・シーの人夫に尋ねると、「〔中国の〕木工の店が〔伐採を〕やって、ロシア人に売った木板である」という。

と伝えている。続けて、「民人が〔伐採を〕行くと〔税が〕高くなるので、ロシア人に渡し、税を納めることを嫌ってこのような横柄なロシア人と結託し、徴税を妨害した身勝手な民人は少なくなかった（МУУТА. ФА8-Д1-ХН444-5）」と、買売城の税務局は状況を説明した²¹。買売城の税務局が税務省に照会したのは、このように無関税特権を有する横柄なロシア人と結託して税の徴収を阻害する中国人が少なからずいるが、このような場合は税を徴収すべきか否かを明確にして欲しいという点であった。

税務省は、ロシア人側と中国人スン・シーの荷車の人夫の供述には互いに齟齬があるばかりか、その他にもスン・シーが伐採した木板に間違いはないという証言もあり、外国人が共謀して逃税したことは明白であるので、この狡猾な中国人から税を徴収して送り届けるよう買売城の税務局官吏に口頭で命令したという。また、外国人が関与しているため、本件を外務省にも報告し、この中国

人とロシア人をいかに処分するか、そして税を規則通り徴収すべきであることを決定するよう求めた (МУУТА. ФА8-Д1-ХН444-5)。

すでに述べた通り、露蒙協定の付属議定書第2条により、ロシア人はモンゴル国において無関税特権を有していたため、ロシア人が扱ったことにすれば税を納める必要はなかった。そのため、中国人はロシア人と共謀し、ロシア人に雇用されて木材を伐採したかのように偽装したのである。しかしながら、露蒙協定の付属議定書第2条には、「もしロシア、中国の二者が共同し、またはその他の商品をロシア人が代わりに偽って扱えば本条に規定した権利を与えない」とも規定されているため、共謀が明らかであった場合に課税するのは議定書の条文に抵触しないはずであった。しかしながら、現場は最終的な判断を税務省に、さらに外国人が関わる案件であるため、税務省は外務省に判断を委ねるケースは他にも散見される。

1912年7月1日に初めて関税規則が制定されていたが、その後も発生した問題に対応する形で幾度も改定されていった。それでも曖昧なグレーゾーンは残っており、現場が判断に窮する案件もあった。以下に考察するのは、セツェン・ハン部ダルハン親王旗で起こった中国人による逃税案件である。

本案件を記した1915年8月26日 (共戴5年7月17日) 付の税務省の文書 (МУУТА. ФА8-Д1-ХН654-1) は、ダルハン親王旗の書記であるジャムバルドノイが旗に詳細を報告し、旗からセツェン・ハン部の盟長へ、盟長から税務省へとその内容が伝えられ、最終的に税務省が判断を下すという重層的な構成になっている。以下の引用部分は全てこの文書からの引用である。

まず、1915年6月 (共戴5年5月) に書記ジャムバルドノイが旗に報告したのは、

わが旗において商売を行い居住する民人ザヤートの仲間である民人ウルズィーバヤルは、本年2月に去勢牛6頭、4月にも去勢牛37頭をロシア人に売却し、雇ったドムバチョインドンに〔去勢牛を追わせ〕国境を越えさせた。また、去年、一昨年にも数十頭の牛を複数のグループのロシア人に国境を越えて呼び寄せて売却した〔が、〕そのことなどをこの民人は逐一報告しなかつ

た。納税から逃れることに努め、隠し立てた本案件のウルズイーバヤルを尋問し、牛の頭数、価格などの事実を明らかにし、国庫に納めさせるべきは納めさせ、私めが証言し、税務を発展させたことを評価して報奨していただくことを望む。

という内容である。すなわち、ジャムバルドノイは中国人ウルズイーバヤルが税を払わずにロシア人に牛を売却していることを告発し、その見返りに報奨を求めたのであった。

この告発に対し、ダルハン親王旗の協理タイジ²²・ポンツァグノロブは、関係者に事情を聴取した。ポンツァグノロブの取り調べによると、

ザヤートこと民人リ・ツイツェンの仲間ウルズイーバヤルこと民人チュン・ユィを呼び出して取り調べると、彼らは、「本年2月に去勢牛6頭をそれぞれ40 ツィリコフ、4月にも去勢牛37頭のうち24頭をそれぞれ47 ツィリコフ、12頭をそれぞれ50 ツィリコフ、1頭を62 ツィリコフ50 ムングにて、牛を購入しに来たチタのロシア人ネドヴェイに2度にわたり売却したのは事実である〔……〕ロシア人を国境を越えて呼び寄せ、またそのロシア人を国境を越えて送り届けたことはない。ただ、俗人ドムバがロシア人から賃金をもらい、彼らの牛を追いつけて行くことになり、馬を乞われたので一頭与えたのは事実である。何度もこのように商売に来るロシア人にダルハン親王の役所に報告せずに牛を売却したのは愚かな間違いであった」と供述した。俗人ドムバを取り調べると民人と同じように供述した。

とのことであった。俗人ドムバとは、ジャムバルドノイの報告にあるドムバチョイドンに違いない。ポンツァグノロブは、「商民が街から運搬して〔すでに〕税を納めた商品、購入した家畜を〔モンゴル〕国境内でロシア人、モンゴル人に売却した場合、税を徴収するの可否か把握していない」として盟長の判断を求めた。

セツェン・ハン部の盟長は、1915年7月12日(共戴5年5月30日)に受け取っ

た7月6日（共戴5年5月25日）付のボンツァグノロブの書簡の内容として、さらに詳しい事情を税務省に伝えている。

税務省から徴税規則を制定して何度も命令してきたが、商民が街から運搬した商品から規則通りに税を徴収し、〔明細を〕貼り付けて証明書を発給した後に、その商品をその商民が売却し、その値で他人から家畜を受け取り、一部は残し、またその際に牧地税をすでに収めたものの、最近その家畜をその旗の領内でロシア人とモンゴル人にツィリコフ、ムングで売却した場合、再び税を徴収するのか否かは本当に把握しておらず混乱している。

すなわち、中国人がすでに関税を納めた商品は、モンゴル国外に持ち出すまでは再び関税を徴収されることはないが、モンゴル国内で売却し、その対価として家畜を受け取り、その家畜をさらに転売した場合にどう処理すべきかは不明であると述べているのである。

このボンツァグノロブの照会に対して、セツェン・ハン部の盟長は、「このように売却した家畜からは制定された規則通りに税を徴収すべきであることを命じ、順守執行させる」と、1915年7月20日（共戴5年6月8日）にボンツァグノロブに命令を送った。しかしながら、この命令はボンツァグノロブの照会とは内容がかみ合っていないかつとして、最終的な判断を税務省に仰ぐことにした。命令が照会とかみ合っていないというのは、売却された家畜がもとは関税を納めた商品と交換されたものである点が考慮されていなかったということであろう。

これを受けて税務省は、関税規則の第6条、第7条、第12条、第15条の諸規定²³を引用し、

民人ウルズィーバイルは牛を売却する際、所属の印務処に〔牛の〕数を明らかにして報告し、税を納めて〔証明の〕印をもらって売却することなく、秘かに隠れてそのように売却したことは、まさしく規則に違反し、税から逃れたことは明らかであるにもかかわらず、旗の担当者はこの制定された規則を

目で見て手元に置きながら処理しているのにも関わらず、把握していないものとして〔税務省に〕照会するなど〔税務を〕遅滞させているのは、全くもって不適切であるので、本件の民人ウルズィーバヤルが秘かに売却した牛の税を規則通りに罰金に処して徴収すべきである。

とセツェン・ハン部の盟長を叱責し、ウルズィーバヤルに罰金を科すことを命じた。

現場が混乱したのは、関税をすでに納めた商品の売却価格で交換した家畜を国外に持ち出さずに国内で売却した場合にいかに処理すべきかという点にあったが、税務省の判断は家畜を所有するに至った経緯については考慮せず、中国人が所有する家畜であるため、これを売却すれば規則通りに関税を徴収すべきあり、申告しなければ規則違反として罰金に処すべきであるということである。中国人がどこまで意図的に規則の曖昧な点を利用したかはこの経緯からは明白ではないが、すでに関税を納めた商品からは再び関税を徴収しないとする条項が問題となった案件である。この条項が制定された際は、中国商人がモンゴル国で購入した商品はモンゴル国外に持ち出すことを前提としており、これをモンゴル国内で再び売却することが想定されていなかったであろう。

3.2. ロシア商人の逃税

中国商人は関税を納める義務を負っていたため、無申告で交易すれば、規則違反として罰金を科されるのは当然のことであった。しかしながら、無関税特権を有するロシア人が逃税を図った場合はさらに難しい判断が必要となってくる。

まず、満洲里から中国製の商品をモンゴルに持ち込んだロシア人から関税を徴収するの可否かという案件である。この案件で注目すべきは次の2点である。1点目は、ロシア人が本当に自らの商売のために商品を運んでいたのか否かという点であり、中国人への名義貸しの有無が争点となる。2点目は、ロシアの無関税特権の地理的範囲に関わるもので、露蒙国境以外から持ち込まれた商品は課税対象となるのか否かが焦点となり、これは露蒙協定付属の議定書においては

明文化されていなかった。

この案件について、1914年1月7日（共戴3年12月閏10日）付で外務省が税務省に送った書簡では、1913年12月（共戴3年11月）、ニースレル・フレー駐在のロシア貿易官吏ボロバンより、「わがロシア所属のシルニコフら3つの商店のロシア人が満洲里から中華民国の商品をそれぞれの名で結託し、関税を納めずに欺き持ち込んだ。彼らの商品を没収し、関税を徴収し、規則通りに処分していただきたい」とした一件について、ロシア領事からは「彼らの商品から関税を徴収することについて反対するところはない」との回答があったという。これを受けて、外務省は、「彼らロシア人がもともと他人の商品を関税から逃れるために自らの名前で持ち込んだのか、あるいは〔中華〕民国〔人〕と協力して持ち込んだのか、いずれなのか曖昧であるので、関係者を取り調べて明らかにし、今後このような中華民国の商品を持ち込んで販売するロシア人から関税を徴収するのか否かも合わせて回答を送り処理していただきたい」と税務省に要求した。その間、ロシア領事からは、

わが帝国の外務大臣より届いた電報には、「わがロシア臣民は、外モンゴルに中国、満洲の境界を越えて商品を持ち込む場合、関税を定額、あるいは上乘せして徴収することに異論はない。ただし、中国、満洲の境界から中国人、あるいは他の外国人が商品を持ち込んだ際に課される関税よりも多くを納めることはなく、ロシア・モンゴルで締結した協定の規則通りに露蒙国境を越えて運ばれた商品は関税を免除されている。中国、満洲の境界を越えてモンゴルに持ち込まれた商品から常に関税を徴収してきたのか否かを三者で協議した後、どのようにするかを決定する」とあったため、これを貴省に友好的にお伝えする。（МУУТА. ФА8-Д1-ХН447-6）

と、ロシア外務大臣の言葉を伝達してきた。

この案件について、1914年1月25日（共戴3年12月29日）付の税務省書簡の草案では、結局税務省は関税を徴収し、今後は10倍の罰金を科すべき旨を各地に通達する内容になっている（МУУТА. ФА8-Д1-ХН447-5）。露蒙協定の付

属議定書第2条の規定では、搬入経路についての記載はなく曖昧であった。モンゴル政府はロシア人が扱う商品すべてを無関税と認識していたが、ロシア政府はその対象を露蒙国境に限定し、中蒙国境を越えて搬入される商品は課税対象であるという認識であった（МУУТА. ФА4-Д1-ХН30-207-208）。

その一方で、関税の徴収はモンゴル国の領土にかかわる問題でもあった。すなわち、関税を徴収するということは、その地域がモンゴル国領ではないことを認めることでもあったのである。具体的には、モンゴルと中国への帰属が国際的に明確ではなかったフルンボイルから搬入されたロシア人が扱う商品から関税を徴収すると、フルンボイルは中国領であることになってしまう。そのため、モンゴル政府はフルンボイル経由の商品からは関税を徴収しない旨を命令している（橘 2020：76）²⁴。

3.3. ロシア人による転売

次に、転売を利用した逃税について見てみたい。ここでは、無関税特権を有するロシア人から購入した物品を転売した場合に課税されるのか否かが問題となる。転売については、モンゴル政府内でも外務省と税務省の間に認識の違いがあったようである。

1912年9月25日（共戴2年8月14日）付のセツェン・ハン部代理盟長宛税務省書簡の草案は、セツェン・ハン部代理副盟長サンサライドルジ旗からの問い合わせに対する回答である。まず、サンサライドルジ旗からは、「今後、証明書をもって商売にやってくるロシア人から民人が物品を購入する、〔またはロシア人に〕家畜・皮革などを売却するものがあれば、民人が運搬して国境を越える家畜・皮革に関税を課す規則に従って民人から関税を徴収してよいか否か」について問い合わせている。これに対して税務省は、「規則通りに執行すべき事案である」（МУУТА. ФА8-Д1-ХН351-2）と回答している。証明書を持っているということは、モンゴル国内で購入した物品ということであり、すなわち、ロシア人がそれらの物品を間接的に中国人に販売した場合や中国人がロシア人に家畜・皮革を売却した場合は課税対象になるということである。ただし、この案件は1912年11月3日に露蒙協定が締結される以前の照会であり、ロシア人

が無関税特権を失っている時期のことであった。

1912年11月3日に露蒙協定が締結された後、1913年7月19日（共戴3年6月16日）付の税務省宛外務省書簡には、総理府からの通達が引用されている。その通達内で、さらにフレー駐在ロシア領事の書簡が引用されている。ロシア領事は、ロシア商店から商品を購入した中国人の商店から関税が徴収されたこと、不当に中国人を威嚇して関税を徴収したことなどを指摘し、これらは露蒙協定付属議定書の第1条、第2条に抵触する旨、さらに徴収した関税を返還すべき旨を警告し、回答を求めている。そのため、外務省は税務省にこの件の事情を説明するよう要請した（МУУТА. ФА8-Д1-ХН447-12）。

これに対し、税務省がニースレル・フレーの西税務局において関税を徴収する官吏から事情を聴取すると、この税関吏は、

われらは民人の交易品から関税を規則通りに徴収している。以前、ロシア人から5個の茶を購入した民人から規則通りに関税を徴収した。また、ロシア人から香牛皮を2つ、サルダーズ（厚呢）ラシャを2つ、10個の茶を購入した民人から同様に規則通りに関税を徴収した他は〔関税を〕徴収したことがない。彼らを威嚇するような不法行為もない。

と答えたという。税務省は、

ロシア人が販売したものから関税を徴収したことは断じてなく、民人が〔ロシア人とは〕別の者から購入あるいは販売したものからは関税を徴収する。ただ、狡猾な民人が偽装して、ロシア人から購入した商品として関税を納付しないことに努め、このように騒動を起し、逃税したことは明らかである。そればかりか、付属議定書の中にはロシア人から中国人が購入した商品に関税を課さないという文言はなく、ロシア人と中国人が結託し、他人の商品をロシア人が代わりに偽って運搬すれば、決められた権利を与えないという条項がある。（МУУТА. ФА8-Д1-ХН447-14）

と述べ、これを総理府と外務省に報告した。

この案件について、1913年8月4日（共戴3年7月2日）、外務省はフレー駐在ロシア領事に送付した書簡の内容を税務省等へも通達した。この書簡によると、まずロシア領事が、

モスクワ市の商業協同組合から、モンゴル政府が〔露蒙協定の〕付属議定書に違反し、ロシア商品から関税を徴収した件を何度も報告してきた。この付属議定書はロシア臣民の販売する商品、特にロシア商品は関税を免除されているため、ロシア人からロシア商品を中国人が購入したとしても関税を徴収してはならないのである。

と指摘したことに対し、外務省は、

われら二国が締結した議定書の第二条には、「大ロシア国臣民は、旧来通り、ロシア、モンゴル、中国およびその他の外国のあらゆる土地から産出、または製造したあらゆる製品の輸出入、そして商品を販売する権利を有し、関税およびその他の税を納めない。もしロシア、中国の二者が共同し、またはその他の商品をロシア人が代わりに偽って扱えば本条に規定した権利を与えない」とある。査するに、この条文には、もしロシア人が中国人と結託した場合は、ロシア商品であっても同様に関税を納めるべきであることを明示しているのであり、中国人が購入したロシア商品から関税を徴収するのは、全く議定書に違反するものではない。（МУУТА. ФА8-Д1-ХН447-13）

と回答していたことが記されている。「結託した場合」とはどのような事案が想定されていたのかを明確にすることは難しいところであるが、モンゴル国の関税規則には、ロシア人や中国人がモンゴル国に来てモンゴル人に販売すること、あるいはロシア人や中国人がモンゴル人から家畜や皮革を購入してモンゴル国外に持ち出すことが主に想定されており、モンゴル国内におけるロシア人と中国人間の交易については明文化されておらず、このような混乱が生じていたの

である。

4. 中央と地方の攻防

関税をめぐるモンゴル政府と商人たちとのせめぎ合いの他に、モンゴル国内における中央と地方のせめぎ合いも存在していた。関税を徴収した地方の各旗は、毎月徴収した関税について翌月の始めに徴収リストを作成して税務省に報告し、既定の割合で関税を送り届ける規則となっていた。具体的には、1912年5月31日に公布された税規則の第4条、第5条、第6条において、

第4条：各旗の印務処において毎月徴収した税および毎年2回徴収した牧地税をすべて10分割し、1分を税務総局に届けて徴税の用途に支出し、残りの9分を再び10分割し、2分をその旗の印務処に残し、8分を税務総局に届け、財務省に引き渡す。ニースレル・フレーなどの地にある税務局、および各旗において徴収した税のうち徴

第5条：税の用途に支出するための10分の1をどのような用途に支出したのかを、毎年の末に税務総局から詳細に目録を作成し、上奏してご高覧に供す。

第6条：各旗に残した2分の税を4分割し、1分をその旗の徴税を取り仕切る官吏の賃金として与え、残った3分をその旗の正規の職務に支出し、全てどのような用途に支出したのかを、毎年の末に詳細に目録を作成して税務総局に報告し、監査させる。(МҮҮҮТА.ҮА4-Д1-ХН130-2)

と定められていた。すなわち、各旗は徴収した税の72%を税務総局経由で中央の財務省に送ることになっていたのである。

ところが、地方から中央への関税の送金は必ずしも順調には行われていなかったようである。1912年8月7日（共戴2年6月24日）付でセツェン・ハン部ジョノン・ザサグ旗から税務省へ送られた書簡には、「現在、ニースレル・フレーから期限付証明書を持って本旗に借金を取り立てるためにやって来た中国人は

いるが、彼らがこの間に持ち込んだ商品はなく、今月は関税を徴収しなかった」(MYUTA. ΦA8-Д1-XH378-2)とあり、中国人は来たが関税は徴収していない旨を伝えている。しかしながら、このような報告に対し、税務省は厳しい対応を見せる。

1912年8月31日(共戴2年7月19日)、トゥシェート・ハン部のダイチン親王、セツェン・ハン部のセツェン親王、ジョノン貝勒らの3つ旗に送付した書簡には、

〔上述の三旗は〕それぞれ民人が交易を行った旗であるにも関わらず、6月には持ち込まれた、持ち出した商品がないために関税を徴収しなかったとそれぞれ報告してきた。キャフタからは一ヶ月にたった400両ほどのツァースを徴収し届けてきた。〔……〕これら3旗は多くの民人を居住させて商売をさせ続けているのにも関わらず、全く関税を徴収しなかったというのは、それらの担当者が民人に肩入れして共謀したことは明らかである。ニースレル・フレー、買売城の民人からは一ヶ月に2万ツァース以上の関税を徴収しているのに、キャフタからは一ヶ月にこれだけ〔少額〕のツァースを徴収したことを問題なしとすることはできない。

と述べ、民人すなわち中国人がいるのも関わらず関税を徴収していないことを問題視した。この書簡は続けて、

一部の旗の担当者は商民が以前運び込んで販売している古い商品からは関税を徴収するという文言がないことに託けて、〔新たに〕運び込まれた、または持ち出した品はないというような虚偽の報告に基づき見逃し続けているのであれば、双方が味を占めて〔関税〕を徴収する機会がなくなることになるので、民人が以前運び込んだ古い商品からも同様に関税を徴収することを内務等の5省と協議し、全省が「もっともである」と回答してきた。(MYUTA. ΦA8-Д1-XH378-3)

として、商品がいつ運び込まれたかを問わず、すべて規則通りに関税を徴収す

べき旨を命じた。これは、関税規則が制定される以前にすでにモンゴル国に持ち込まれていた商品からも遡及的に関税を徴収することを明確にしたものであった。

しかしながら、このような事態はこれら3旗にとどまるものではなく、1914年2月7日(共戴3年閏12月12日)、税務省は各地で徴収された関税の送付状況を諸省と共有している。税務省は、

民人の交易から関税を徴収することを共戴2年4月に、モンゴル人の交易から関税を徴収することを共戴3年5月に諸省の皆で協議してそれぞれ規則を制定して上奏し、勅令はその通りにせよとした〔……〕現在、トゥシェート・ハン、セツェン・ハン2部の諸ザサグ旗、ダリガンガのスレグ、ドゥルブドの左右翼の長からはモンゴル人、民人から関税を徴収して送り届けているか、または商売を行うモンゴル人、民人がいなければ規則通り毎月理由を示して概ね報告してきている。サインノヨン・ハン部のサインノヨン・ハン、ダライ・チョインホル王ツェデンソノム、アハイ貝子ツェレンドルジ、ウイゼン公バトオチル、エルフ公ウルジンジャブ、トゥシェート公ロブサンハイドブら6つのザサグ旗は、昨年8月から本年11月までに徴収した関税の有無を毎月報告してきた。その他の18のザサグ旗、8つのホトクトのシャビからは、一部は7、8回報告してきた。一部は3、4回報告してきた。一部はその時から現在に至るまで全く報告してきていない。また、ザサグト・ハン部の20のザサグ旗、3つのホトクトのシャビからはおよそ1、2回以下の報告しかない。(МУҮТА. ФА6-Д1-ХН67-390а-394а)

と各地の報告状況を指摘し、報告しない旗を処罰する規則を制定する必要性を訴えた。概して、東部2部は規則通りに、西に遠ざかるにつれ報告がおろそかになっている状況が窺われる。

1915年1月27日(共戴4年12月10日)付のドゥルブドのウネンゾリグト・ハン部盟長代理イデムジャブから税務省に送られた書簡には、まず1912年に関税規則が、次いで1913年に国内関税規則が制定されたため、盟内の各旗で交

易に従事する中国人、あるいは農業に従事する中国人の名前などを調べて規則通りに税を徴収すべき旨を通達する税務省の書簡が引用されている。これに対し、盟長からは盟内各旗に対し、「各旗において交易する、あるいは農耕を行う民人がいるのか否か、もしいるのであれば何という名前の何人がどれだけの土地にどのような作物を植えているのかなどを明らかにし、目録を作成して早急に私のもとに報告」するよう命じた。そして、盟内の諸旗からは、「われらがザサグ旗には交易を行って居住する、あるいは農地を耕作する民人は全くいない」(МУУТА. ФА8-Д1-ХН399-3)と同様に回答したという。

このように、交易を行う中国人も農業を行う中国人も全くいないとするドゥルブド部に対し、1915年6月11日(共戴5年4月29日)付の税務省書簡の草案では、「関税を徴収する政策を開始して以降、ドゥルブド2盟の諸旗からは全く関税を送り届けてこなかった。また、関税を徴収しなかった理由すら報告してこなかった」とし、

ドゥルブド2盟の諸旗において商売を行うとしてわが省より期限付証明書を受け取り〔ドゥルブドに〕赴くニースレル・フレー、買売城の民人は少なく、その他にも多くの街や商店の民人が商売を行いに〔ドゥルブドに〕赴く者は途絶えることはないはずである。また、盟所属諸旗の多くの商売を行うモンゴル人はあらゆる街や市場を巡る者が少なくないはずである。しかしながら、推測で事进行处理するのは困難であるので、前もって事情がどのようなであったのかを調べて明らかにした上で対処するよう財務、税務われら2省が協議し決定したのである。

と伝えた。そして、

関税を徴収するという重要事を誰がどのような理由でこれだけ時間が経つまで引き延ばしたのか、またこれまでに多くの商売を行うモンゴル人、民人から規則通りに関税を徴収したのか否か、徴収したのであればどれほど徴収したのか、その時々〔税を〕送金し報告せずになぜ沈黙していたのか、も

し徴収していないのであれば、命令・規律を重視せずにどこで失ったのか等の理由をそれぞれ一つ一つ調べて明らかにし、本年6月15日までにわが省に同時に報告し、調査、処理に備えよ。決してこれまでのように黙って隠す、あるいは適当に空白にして報告してはならない。(МУУТА. ФА8-Д1-XH630-9)

と極めて厳しく命じている。すなわち、ニースレル・フレーや買売城などから許可証を得てドゥルブドに商売に行く中国人がいるにも関わらず、ドゥルブドは関税を中央政府に送り届けていなかったのである。

さらに、1916年2月16日（共戴6年1月13日）にも、財務省がドゥルブド2部の盟長らに送付した書簡において、「ホブドの地では今日に至るまで全く関税を徴収したことがない。ホブドは元々諸外国の人々が混住し、交易を行う街・関所である上に、今や大臣・官吏らを駐在させてあらゆる案件を処理させている」(МУУТА. ФА6-Д1-XH205-23a-25a)として、制定された規則通りに関税を徴収し、国庫に納めて貢献しなくてはならない旨をホブド大臣ゾリグト王ナワーンツェレンにも命じたことを伝えている。

このように、モンゴル国内においても、特に西部の盟旗は関税の送金が滞っていたのである。これらの盟旗が本当に関税を徴収していなかったのか否か、徴収したものを送金していなかったのか否かは現時点では詳らかではないものの、上述のやり取りからは中央政府が疑いの目を向けていたことは明らかである。これは、商人たちによる逃税とは異なるものの、中央政府にとって関税確保における重大な問題となっていたのである。

5. おわりに

清朝からの独立宣言後、国家運営の財源となるべき産業を持たなかったモンゴル政府は、外国商人から徴収する関税収入によってそれを賄おうとしていた。しかしながら、モンゴル独立運動の後ろ盾であったロシアに対しては清代からの無関税特権を認めることになり、関税の負担者は実質的に中国商人のみとなった。ところが、その中国商人も無税であったモンゴル人と共謀することにより

逃税に努めたため、モンゴル政府はモンゴル人に対しても国内関税を課さざるを得なくなった。

このような状況下、モンゴル政府は逃税に対しては罰則をもって臨み、また逃税を発見・通告した者には報奨を与えることによって関税収入の確保を図っていたが、中国人、モンゴル人の逃税は後を絶たなかった。さらには、無関税特権を有するロシア人と共謀して関税逃れを試みる中国商人も多数存在していた。建国初期においては制度が実態に追いつかず、違法か否かの微妙なケースも発生し、現場での混乱も少なからず生じていた。本稿では、このようなグレーゾーンの案件に対してモンゴル政府が規則を改定して厳格に対処し、罰金を科していた具体的な事例をいくつか考察した。

さらに、中央と地方の間でも徴収した関税の送金をめぐる軋轢が生じていた。ボグド・ハーン政権の実効支配地域のうち、東部の諸盟旗は徴収した関税を規則通りに中央に送金していたが、西部では全く送金も報告も行わない旗があった。モンゴルの独立運動は東部2部を中心に展開したことをかつて指摘したことがあった(橋 2011: 52-54)が、この関税をめぐる問題からもボグド・ハーン政権が西部地域を十分には統制できていなかった様相が窺われる。

このように、ボグド・ハーン政権は、商人から関税を徴収すること、そして徴収した関税を地方の役所から確実に送金させることのいずれにおいても問題を抱えていたことになる。それでも、中央政府の関税収入は時を経るごとに増加していたことが確認できる(橋 2021: 67-69)ため、ボグド・ハーン政権が対応のために講じた策、すなわち関税規則の改定はある程度功を奏していたと考えられるのである。

建国初期のモンゴル国における逃税については先行研究がほとんどなく、本稿において取り上げた事例も十分ではないため、いまだ全体像を明らかにするには遠く及んでいない。また、制定・改定された関税規則についても中央・地方で運用の相違が見られるため、更なる考察を進める必要があるが、これらは今後の課題としたい。

本研究は JSPS 科学研究費補助金 22K00915 の助成を受けたものである。

注

- 1 本稿は、2023 年 8 月 10 日から 13 日にモンゴル国オランブートルで開催された第 12 回国際モンゴル学者会議における報告 *Tariff Evaders: Tariff Issues in the early 20th century Mongolia* を加筆・訂正したものである。
- 2 ボグド・ハーン政権期モンゴル国の財政と税一般に関する最近の研究としては Oyuntsetseg et al. 2024、国家財政における関税の詳細については橋 2021 を参照。
- 3 本稿においては、課税を不法に免れるいわゆる「脱税」とともに、規則の抜け穴を狙って課税を免れようとする行為なども扱うため、「租税回避」も含めてより広い意味で「逃税」を用いることとする。
- 4 現在のモンゴル国の首都オランブートルのこと。
- 5 1 両は銀 1 両を意味しており、1 両 = 10 錢 = 100 分となる。
- 6 黄油、すなわちバターのこと。
- 7 乗用や使役の家畜を連れて市内に入った場合は課税されなかった。
- 8 共戴とは、ボグド・ハーン政権期モンゴル国の元号であり、太陰太陽暦であるチベット暦を採用していた。
- 9 民人とは、清朝統治下にあつて八旗に所属する旗人以外の人々を指すが、一般的には漢人を意味していた。本稿においては、民人も漢人も引用する史料中以外は中国人、または中国商人と表記することとする。
- 10 チベット人の無関税特権をめぐる諸問題については橋 2018、橋 2024 において詳しく検討した。
- 11 ムングは、本来「銀」を意味するが、ここでは 100 分の 1 ツァースを意味する。
- 12 ツァースは、本来「紙」を意味するが、ここではロシアのルーブル紙幣を意味する。すなわち、1 ルーブル = 1 ツァース = 100 ムングとなる。
- 13 役所において雑用をこなす役人。
- 14 正確には 8 ツァース 91.5 ムングになるはずである。
- 15 ロシアとモンゴルの国境に位置する町。
- 16 ツィリコフもツァース同様、ロシアの通貨ルーブルを意味する。元々ロシア語の口語でルーブルをツェルコヴィ *целковый* と呼んでいたが、これがモンゴル語で訛ってツィリコフとなった。当初、ツェルコヴィは 1 ルーブル銀貨を意味していたが、モンゴル語

文書ではツィリコフ・ツァース（ループルの紙）のような使われ方をする。

17 タイジとは、清朝治下でチンギス・ハーンの後裔に与えられた称号。一等から四等までに分けられる。

18 トインとは、タイジ出身のラマのこと。

19 注12において述べたように、1 ツァースは1 ループルのことであり、1915年のモンゴル国においては銀1両を1.4 ループル、あるいは1 ループルを銀0.7両＝7銭で換算していた。モンゴル人に課された国内関税規則の第2条において、「5歳以上の雄・雌の馬・牛から7銭」の税を徴収するとあるため、乳牛についてはこの規定が適用されたと推測される。

20 当時、モンゴルに居住する中国人はモンゴル名を名乗ることが多かったため、モンゴル語文書において中国人はモンゴル名で現れることがある。

21 当時、モンゴルにおいては囲牆として丸太が利用されていた他、燃料としての薪が伐採されていた。主に漢人の材木商は薪を扱わず、薪を売るのはモンゴル人であったという。旅行者による写真やポズネーエフの記述をもとにモンゴルにおける木材の利用を考察した研究として小長谷ら2021、堀田ら2022を参照。

22 旗行政において旗長に次ぐナンバー2の役職。

23 1912年7月1日に発布された最初の関税規則は全15条からなり、主な条項は別稿において訳出している（橋2020: 69-71）。この規則は、1914年1月22日に改定され、全16条となった。ここで引用された第6条、第7条、第12条、第15条は、旧規則の第5条、第6条、第11条、第14条に相当する。改定規則の第6条は、商民はモンゴル国の各地から購入して持ち出す商品の5%の税を支払うというもの、第7条は、モンゴル国から商品を持ち出す際には規則通りに税を納めて証明書を受け取ってから国境を越えなければならないというもの、第12条は、規則違反があれば本来納めるべき税の10倍の罰金を納めなければならないというもの、そして第15条は、規則違反を証言したものに罰金で徴収した10倍の罰金の3割を報奨するというものである。

24 本問題は、当時のモンゴル国の領土認識を明らかにする上で重要な手掛かりとなるため、別稿において詳細に論じる予定である。

参考文献

- 小長谷有紀・鈴木康平 2021 「モンゴルにおける木材利用——19 世紀末から 20 世紀初頭にかけての写真記録から」『日本とモンゴル』55 巻 (通号 141)、76-101 頁。
- 田中克彦 (編) 1969 「大島清庫倫出張報告書」『遊牧社会史探求』第 41 冊、1-46 頁。
- 橘誠 2011 『ボグド・ハーン政権の研究——モンゴル建国史序説 1911-1921』風間書房。
- 2018 「清朝崩壊後のモンゴル・チベット関係——蒙蔵条約の同時代的意義に着目して」『下関市立大学論集』第 62 巻第 1 号、71-84 頁。
- 2020 「20 世紀初頭のモンゴル国における関税をめぐる相克と共生—制度と実態に関する基礎的考察」岡洋樹 (編) 『移動と共生の東北アジア：中蒙露朝辺境にて』東北大学東北アジア研究センター、64-90 頁。
- 2021 「モンゴルの国家財政に関する基礎的考察——20 世紀初頭の関税収入を中心に」『下関市立大学論集』第 65 巻第 1 号、61-70 頁。
- 2024 「ボグド・ハーン政権期モンゴル国における対チベット人政策——関税問題からみるボグド・ハーンの権力変遷」『東洋史論集』第 51 号、29-50 頁。
- 堀田あゆみ・渡邊三津子・鈴木康平 2022 (編著) 『モンゴルにおける木材利用と森林後退——19 世紀末から 20 世紀初頭の写真より』遊文舎。
- Батсайхан, О. 2008, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба хутагт*, Улаанбаатар: Соёмбо принтинг.
- Идшинноров, С. & Шаравсамбуу, Б. 1996, *Монгол улсын гаалийн товч түүх*, Улаанбаатар: Монгол пресс хэвлэх үйлдвэр.
- Майский, И. 1921, *Современная Монголия: отчет Монгольской экспедиции, снаряженной Иркутской конторой Всероссийского центрального союза потребительных обществ "Центросоюз"*, Иркутск: Государственная типография.
- Монгол улсын гаалийн ерөнхий газар 2012, *Монголын гаалийн албаны түүх*, 1912-2012, Улаанбаатар: Тод үсэг хэвлэх үйлдвэр.
- Nikolay, Tsyrempilov 2013, "The 1913 Tibet-Mongolia Treaty of Friendship and Alliance: New Sources Uncovering the History of Its Drafting," *Lungta*, 17, 35-44.
- Oyuntsetseg, D., Tuul, S. and Otgonsuren, G., "Fiscal and Tax Policy of Bogd Khanate of Mongolia (1911–1919)," *Mongolian Diaspora*, vol.3, no.2, 1-21.

Очир, А. & Пүрвээ, Г. 1982, *Монголын ард түмний 1911 оны үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл*, Улаанбаатар: Улсын хэвлэлийн газар.

Пунцагдаш, Г. 2006, *Монгол гааль: Гаалийн түүхийн цаг хугацаа, он дарааллын бичиг*, Улаанбаатар.

Tariff Evaders: Tariff Issues in the Bogd Khanate Mongolia

Makoto TACHIBANA

After the outbreak of the Chinese Revolution on October 10, 1911, Mongolia declared its independence from the Qing dynasty on December 1, and established a new government with Bogd Khan. At that time, the tariff revenue accounted for 70%–80% of the total revenue of Mongolia's central government, excluding loans from Russia. Since Mongolia's domestic industries were underdeveloped, the tariff was a financial measure rather than a protective one. Therefore, securing stable tariff revenue was a critical issue for Mongolia in implementing various policies to maintain its independence and build a unified state for all of Mongolia.

However, merchants, who were subject to tariffs, were profit-driven and had always been reluctant to pay tariffs or always sought ways to evade them. Therefore, merchants who wanted to avoid tariffs played a cat-and-mouse game with the Mongolian government, which needed to secure tariff revenue. They attempted to evade tariffs by exploiting the loopholes in the regulations established by the Mongolian government, whereas the government sought countermeasures to cope with these tariff evaders.

In Mongolia, which bordered only China and Russia, Chinese merchants and Mongolian citizens were the chief tariff payers, while Russians were exempted from tariffs due to the treaties concluded between Mongolia and Russia. Therefore, Chinese merchants often borrowed their names from Russians to avoid paying tariffs. In addition, local governments that collected tariffs from merchants were to remit a default percentage of the tariffs to the central government, but some of them did not remit at all.

The Mongolian government addressed tax evasion with severe penalties and rewarded those who detected tax evaders. Furthermore, regulations were amended to counter tax evasion that exploited loopholes.

Based on archival documents from the National Central Archives of Mongolia, this paper clarifies the actual scenario of tariff evasion by Chinese, Mongolian, and Russian individuals in Mongolia and the countermeasures implemented by the Mongolian government to secure tariff revenue by examining specific cases of tariff evaders.

Keywords : tariff evasion, the Bogd Khanate Mongolia, Chinese merchants, Russian merchants, tariff-free privilege

キーワード：逃税、ボグド・ハーン政権期モンゴル、中国商人、ロシア商人、無関税特権